六　発行額　額面金額で七千二百三十九億円
イ　価格競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千二百四十五億七千七百三十万円、同法第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千七百十二億二千二百三十万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で七百五十七億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　七千二百六億三千七百十万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　七百五十三億五千九百三十五万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十八年十二月二十日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円十五銭以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円五十五銭
十二　利率　年〇・六パーセント
十三　初期利子　平成二十九年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成五十八年十二月二十日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日　平成二十八年十二月二十日

〇財務省告示第八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十二月八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年一月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百三十七回、第百四十一回、第百四十二回、第百四十八回、第百四十九回、第百五十一回、第百五十二回、第百五十四回及び第百五十七回）、利付国庫債券（三十年）（第七回、第十九回、第二十回、第二十一回、第二十三回、第二十七回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十四回、第三十五回、第三十六回、第三十七回、第三十八回、第三十九回、第四十回、第四十三回、第四十六回、第四十八回、第四十九回、第五十回及び第五十一回）及び利付国庫債券（四十年）（第二回、第四回及び第八回）
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
二　発行の根拠法律及びその条項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額　額面金額で三千九百九十七億円
内訳（別表のとおり）
七　払込金額　五千六十七億八千九百五十三万六千円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十八年十二月八日
十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 + 表面利率 \times 残存年数 - \left(\frac{第十七号に規定する利回り + 募入利回り格差}{100}\right) \times 残存年数$$

（別表のとおり）
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

$$各発行対象国債の額面金額 \times \frac{各発行対象国債の利率}{100} \times \frac{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）}{365}$$

十二　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$各発行対象国債の額面金額 \times 各発行対象国債の利率 / 100 \times 1 / 2$$

十三　経過利子の払込み　（別表のとおり）
十四　利子　額面金額百円につき百円
十五　償還期限　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年十二月六日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年十二月六日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　各発行対象国債の利率（別表のとおり）
十八　元利金支払場所　日本銀行
十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日　平成二十八年十二月八日